

## 市内出張旅費の支給に関する取扱い要綱

平成21年3月27日

20川総労第1395号

(趣旨)

- 1 この要綱は、川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、市内出張旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(鉄道賃及び車賃の支給基準)

- 2 規則第2条第1号に規定する「交通機関を利用することが通常と認められるもの」の基準については、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）第3条に規定する「順路」の基準に準じるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。